

事 務 連 絡

平成 30 年 2 月 5 日

各都道府県鳥獣行政担当部局長 殿

環境省自然環境局野生生物課
鳥獣保護管理室長

東京都大田区での野鳥監視重点区域解除に伴う野鳥サーベイラ
ンスの対応レベルの引き下げについて

東京都大田区の死亡野鳥において、高病原性鳥インフルエンザウイルス（H5N6 亜型）が検出されたことを受けて指定していた野鳥監視重点区域について、新たな死亡野鳥の発見等の異常が認められていないことから、2月4日（日）24時に解除を行いました。

これを受け、国内単一箇所での発生（香川県さぬき市の家きん）となることから、「野鳥における高病原性鳥インフルエンザに係る対応技術マニュアル」に基づき、現在実施している野鳥サーベイランスにおける全国の対応レベルを「対応レベル2」に引き下げましたのでお知らせします。監視体制の強化や異常が認められた場合の対応等について、万全を期されるよう先般お願いしたところですが、目下の情勢を踏まえつつ、その徹底につきよろしくお願いいたします。

また、貴都道府県内において、鳥インフルエンザに係る情勢の変化が見られた場合には、速やかに当方までお知らせくださるようお願いいたします。

担当：野生生物課鳥獣保護管理室 西山、岩野、鈴木
電話 03(5521)8285